

早いもので今年も半分が終わり、いよいよ折り返し。最近では一年が経つのを早く感じるようになりました。それだけ毎日が充実しているんだと前向きに捉えております。さて、今月のテーマは、インボイス制度の中でお問い合わせの多い事項についてです。

今月のテーマ インボイス制度の個別論点

【 少額な返還インボイスの交付義務の免除 】

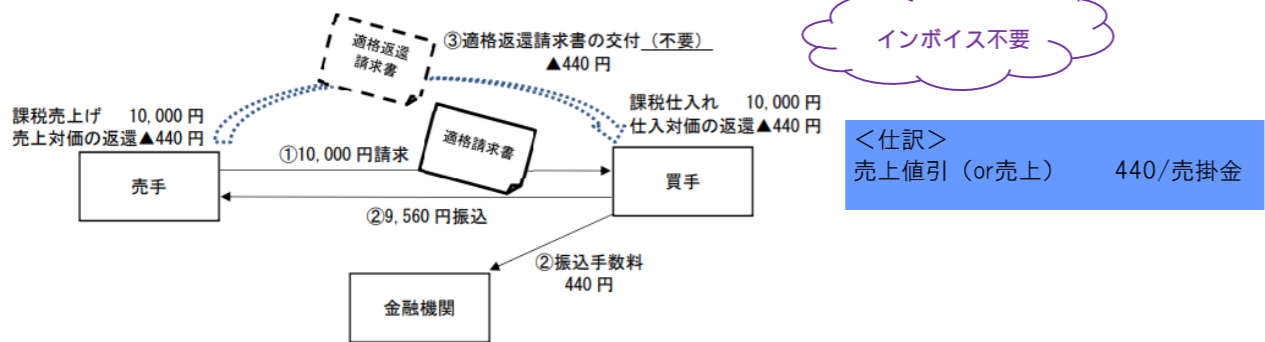
令和5年3月号(190号)にて、少額な値引き等(1万円未満)については返還インボイスの交付を免除するというインボイスの見直しについてとりあげました。現行の消費税の制度では、3万円未満の取引については請求書がない場合でも消費税の仕入税額控除が可能とされていましたが、インボイス制度導入後は、売り手が負担する取引において、原則的に返還インボイスの交付が必要でした。しかし、経理業務の煩雑化が予想されたことから、このような見直しがされました。今回は、これにより、銀行の振込手数料について、振込手数料相当額を差し引いて支払われた場合に、どのような経理処理をするのか具体的に確認してまいります。

《 売り手が負担する振込手数料 》

売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が負担する商慣習があります。この売手が負担する振込手数料相当額について、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始後、売手が代金請求の際に既に適格請求書を交付している場合には、取引事業者間の契約間検討により、次のように対応が分けられます。

1. 売手が振込手数料相当額を売上値引きとする場合

売手は、振込手数料相当額について売上値引きとする場合、売上げに係る対価の返還等を行っていることとなりますので、原則として、買手に対して適格返還請求書を交付する必要がありますが、一般的には、こうした振込手数料相当額は1万円未満となると考えられますので、その場合は**適格返還請求書の交付義務が免除**されることとなります。



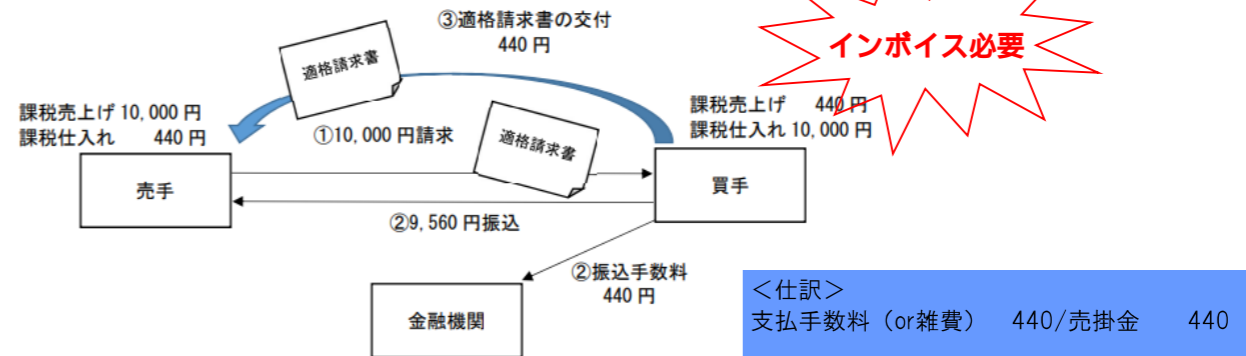
(注1) 売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従います。そのため、軽減税率(8%)対象の課税資産の譲渡等を対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率(8%)が適用されます。

2. 振込手数料相当額について売手が買手から「代金決済上の役務提供(支払方法の指定に係る便宜)」を受けた対価とする場合

売手の買手に対する課税資産の譲渡等と、買手の売手に対する代金決済上の役務の提供は、それぞれ異なる課税資産の譲渡等となります。

したがって、売手は請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、買手から交付を受けた**適格請求書の保存が必要**となります。

なお、売手は、請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けて仕入税額控除を行うこともできます。



売手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上、売上げに係る対価の返還等とすることもできますが、この場合であっても、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従うことから、適用税率に応じた区分(注1)のほか、帳簿に売上げに係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。

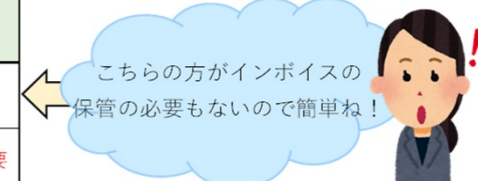
(注2) 一定規模以下()の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています。

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者

3. まとめ

《 取り扱いの比較 》

会計処理	取引内容	インボイスの交付
1 売上のマイナス	売手による売上の値引き	返還インボイスの交付 不要
2 支払手数料(雑費)	買手による振込手数料の立替	買手によるインボイスの交付 必要



インボイス制度についてご不明な点がありましたら、当税理士法人までご連絡ください。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
 今月の開催日は**7月13日(木)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月13日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月7日(金)
8月17日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月4日(金)
9月7日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月4日(月)

< 7月のカレンダー >

10月	6月分源泉所得税・住民税の納付期限
	1月~6月分源泉所得税の納付期限(納期特別適用者)
	労働保険料年度更新申告書の提出期限 社会保険算定基礎届の提出期限
13日(木)	経営計画書作成セミナー: Vision
18日(火)	所得税予定納税額の減額申請期限
31日(月)	所得税の予定納税額の納付期限(第1期分)
	5月決算法人の確定申告・納付期限
	11月決算法人の中間申告・納付期限 消費税等(4期)の納付期限(年税額400万円超の8・2月決算法人) 消費税等(毎月納付5月分)

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています